



JASDAQ

平成 20 年 5 月 23 日

各位

会社名 大西電気株式会社
代表者名 代表取締役社長 大西 俊一
(JASDAQ・コード 3095)
問合せ先
役職・氏名 取締役管理部長 多田 敏洋
電 話 075-693-5231

定款一部変更の件に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 5 月 23 日開催の取締役会において、平成 20 年 6 月 27 日開催予定の第 50 期定時株主総会に「定款の一部変更」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 当社株式がジャスダック証券取引所に上場したことに伴い、証券保管振替機構の株券保管振替制度の適用を受けたことにより、現行定款第 9 条および第 11 条について所要の変更を行うものであります。
- (2) 株式取扱規則において株主の権利行使手続きについて定めている旨を明確にするために、現行定款第 12 条（株式取扱規則）につきまして所要の変更を行うものであります。
- (3) 会社法第 309 条第 2 項の規定により、株主総会の特別決議の審議を円滑に行うことができるよう、株主総会の特別決議の定足数を、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上とする旨の変更を行うものであります。〈第 17 条（決議の方法）第 2 項：〉
- (4) 取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会決議によって取締役の責任を法令の範囲内で一部免除できる旨を定めるものであります。〈第 33 条（取締役の責任免除）：新設〉なお第 33 条の規定の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (5) 監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会決議によって監査役の責任を法令の範囲内で一部免除できる旨を定めるものであります。〈第 44 条（監査役の責任免除）第 1 項：新設〉
- (6) 社外監査役として有用な人材の登用を可能にし、期待される役割を十分に発揮できるよう、社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能とするための規定を新設するものであります。〈第 44 条（監査役の責任免除）第 2 項：新設〉

(7) 当社は第50期(平成20年3月期)末現在、会社法第2条第6号に定める大会社には該当しておりませんが、コーポレートガバナンスの一層の強化を図るため、監査役会、会計監査人を設置いたしたく、次のとおりの変更を行うものであります。

① 機関としての監査役会及び会計監査人を設置する旨を定めるものであります。〈第34条(監査役および監査役会の設置):変更、第6章(会計監査人):新設〉

② 常勤監査役及び監査役会に関する規定を定めるものであります。〈第38条(常勤監査役)から第42条(監査役会規則)まで:新設〉

(8) 監査体制の充実を図るため、監査役の員数を現在の3名以内から、3名以上5名以内に増員するものであります。〈第35条(監査役員数):変更〉

(9) その他、現行会社法に関連する条文につき所要の変更を行うとともに一部表現の統一を図るものであります。また条文の新設に伴い、必要な条数の繰り下げを行うものであります。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、次のとおりであります。

下線の部分が変更箇所です。

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第4条(条文省略)</p> <p>第2章 株式</p> <p>第5条～第6条(条文省略)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第7条</p> <p>当社は、会社法第165条第2項の規定に基づき取締役会の決議を<u>もって</u>市場取引等により自己株式を取得することができる。</p> <p>第8条(条文省略)</p> <p>(単元未満株式についての権利の制限)</p> <p>第9条</p> <p>当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1)～(4)(条文省略)</p> <p>第10条(条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条</p> <p>①～②(条文省略)</p> <p>③当社の株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に<u>取扱</u>わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第4条(現行どおり)</p> <p>第2章 株式</p> <p>第5条～第6条(現行どおり)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第7条</p> <p>当社は、会社法第165条第2項の規定に基づき取締役会の決議によ<u>って</u>市場取引等により自己株式を取得することができる。</p> <p>第8条(現行どおり)</p> <p>(単元未満株式についての権利の制限)</p> <p>第9条</p> <p>当社の株主(<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(現行どおり)</p> <p>第10条(現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条</p> <p>(現行どおり)</p> <p>③当社の株主名簿(<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に<u>委託</u>し、当社においてはこれを取扱わない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第12条 当会社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する請求、届出等の手続きおよび手数料は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会で定める株式取扱規則による。 (基準日)</p> <p>第13条 ① (条文省略) ②前項、その他定款に別段の定めがある場合を除き、必要ある場合には、取締役会の決議により、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第14条 (条文省略) (招集権者および議長)</p> <p>第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順により、他の取締役が招集する。 ② (条文省略) (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 (決議の方法)</p> <p>第17条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 ②会社法第309条第2項の定めによるべき決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第12条 当会社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する請求、届出、株主の権利行使に際しての手続き等および手数料は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会で定める株式取扱規則による。 (基準日)</p> <p>第13条 (現行どおり) ②前項、その他定款に別段の定めがある場合を除き、必要ある場合には、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第14条 (現行どおり) (招集権者および議長)</p> <p>第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。 (現行どおり) (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 (決議の方法)</p> <p>第17条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 ②会社法第309条第2項の定めによるべき決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 株主は、当会社の議決権を有する株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる(株主は、その持ち株の一部について代理人を選任する事はできない)。 (議事録)</p> <p>第19条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、議長および出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名し、その原本を決議の日から10年間本店に備え置き、その謄本を5年間支店に備え置く。</p> <p>第4章 取締役および取締役会 第20条～第23条(条文省略) (代表取締役および役付取締役)</p> <p>第24条 ①～②(条文省略) ③取締役会はその決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じて取締役会長、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。 (取締役会の招集者および議長)</p> <p>第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長が招集し、議長となる。代表取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役が召集し、議長となる。 (取締役会の招集手続)</p> <p>第26条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに、各取締役及び監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>第27条～第29条(条文省略) (取締役会の議事録)</p> <p>第30条 取締役会の議事録は、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載し、議長ならびに出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名する。 ②取締役会の議事録は、決議の日から10年間本店に備え置く。</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる(株主は、その持ち株の一部について代理人を選任する事はできない)。 (議事録)</p> <p>第19条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。</p> <p>第4章 取締役および取締役会 第20条～第23条(現行どおり) (代表取締役および役付取締役)</p> <p>第24条 (現行どおり) ③取締役会はその決議によって取締役社長1名を選定し、また必要に応じて取締役会長、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。 (取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役が召集し、議長となる。 (取締役会の招集手続)</p> <p>第26条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに、各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>第27条～第29条(現行どおり) (取締役会の議事録)</p> <p>第30条 取締役会の議事録は、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録し、議長ならびに出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。 (削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第31条 取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という）は株主総会の決議をもって定める。</p> <p>(相談役および顧問)</p> <p>第32条 取締役会の決議をもって、顧問および相談役各若干名を置くことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>第5章 監査役 (監査役の設置)</p> <p>第33条 当会社は、監査役を置く。</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第34条 当会社の監査役は、3名以内とする。</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第35条～第36条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第31条 取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は株主総会の決議によって定める。</p> <p>(相談役および顧問)</p> <p>第32条 取締役会の決議をもって、<u>相談役および顧問各若干名を置くことができる。</u> (取締役の責任免除)</p> <p>第33条 <u>当会社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令で定める範囲内で免除することができる。</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会 (監査役および監査役会の設置)</p> <p>第34条 当会社は、<u>監査役および監査役会</u>を置く。</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第35条 当会社の監査役は、3名以上5名以内とする。</p> <p>(監査役の選任方法)</p> <p>第36条～第37条 (現行どおり) (常勤監査役)</p> <p>第38条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u> (監査役会の招集手続)</p> <p>第39条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発するただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。</u> (監査役会の決議方法)</p> <p>第40条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u> (監査役会の議事録)</p> <p>第41条 <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>第37条 (条文省略)</p>	<p><u>(監査役会規則)</u></p> <p>第42条 <u>監査役会に関する事項については、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p> <p>第43条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第44条 <u>当社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令で定める範囲内で免除することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>②当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第6章 会計監査人</p> <p><u>(会計監査人の設置)</u></p> <p>第45条 <u>当社は会計監査人を置く。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(会計監査人の選任)</u></p> <p>第46条 <u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(会計監査人の任期)</u></p> <p>第47条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>②会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p>
<p>第6章 計 算</p> <p>(事業年度および決算期日)</p> <p>第38条～第39条 (条文省略)</p>	<p><u>(会計監査人の報酬等)</u></p> <p>第48条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p>第7章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第49条～第50条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(中間配当金)</p> <p><u>第40条</u></p> <p>当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、会社法454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という）を行うことができる。</p> <p>(除斥期間)</p> <p><u>第41条</u></p> <p>① (条文省略)</p> <p>② 未払いの期末配当金及び中間配当金には利息はつけない。</p>	<p>(中間配当金)</p> <p><u>第51条</u></p> <p>当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）を行うことができる。</p> <p>(除斥期間)</p> <p><u>第52条</u></p> <p>(現行どおり)</p> <p>② 未払いの期末配当金および中間配当金には利息はつけない。</p>

3. 定款の効力発生日

定款の効力発生は、平成20年6月27日（金曜日）開催予定の当社第50期定時株主総会において、「定款の一部変更」の議案が承認可決されることを条件にしております。

以上